

仕様書（**勿来合同庁舎**）

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）（財産管理者：**いわき建設事務所長**）

物件 番号	財産名	所在地	貸付 場所	貸付面積	設置 台数
19	勿来合同庁舎	いわき市東田 町1丁目26 －1	1階	1.35㎡(縦0.90m×横1.50m)	1台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 福島県（以下「県」という。）は、管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) デザイン、特別な仕様等

指定なし。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン対策

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF0-1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、販売品目によって、ノンフロンガス冷媒の自動販売機が現在製造されていないか、調達するのが極めて困難な場合は、この限りでない。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯効果

選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣が使用される犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

設置事業者は、原則として自動販売機付近に回収ボックスを1個設置するものとする。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう十分な収容容積とする。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状とするか又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の回収及び処理

設置事業者は、使用済み容器の回収及び処理を行い、処理に当たって、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に行うものとする。

エ 同一施設内において設置事業者が複数ある場合は、関係者間で協議し、責任を明確にした上で適切に回収、処理する。

(5) 自動販売機の設置及び管理、故障対応

ア 設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行うものとする。

イ 設置事業者は、消費期限の確認など、安定した高品質な商品を提供するための品質保証活動を行うとともに、在庫・補充管理を適切に行うものとする。

ウ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ並びに苦情について即時対応するものとする。

(6) その他

ア 商品の搬入や使用済み容器の搬出は、土日、祝日（12月29日から1月3日までを含む）を除く8時30分から17時15分の間に行うこと。

4 販売品目等

(1) 販売品目

物件番号	容器	必須となる品目	備考
19	密閉式の 容器	お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、ジュース類	酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わない。

(2) 価格

希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

5 貸付料

落札価格とする。

6 光熱水費

光熱水費は、設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき算定した額とし、貸付料とは別に徴収する。

7 販売手数料

徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置事業者が負担する。

(2) 電気等の使用量を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置事業者が負担する。

なお、設置に当たっては県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 商品等の盗難及び破損について、県はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

配置図

